

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	環境保全関係業務処理システムソフトウェア更新等業務委託	情報処理	富士通Japan(株)	2,620,200	令和6年10月18日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
2	令和6年度大阪市般廃棄物排出実態調査に係る廃棄物のサンプリング及び付帯業務委託	その他調査	(一社)大阪市一般廃棄物 適正処理協会	1,003,140	令和6年12月6日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	
3	令和6年度西北環境事業センターほか4か所 真空式温水ヒーター一点検業務委託	機械設備等 保守点検	(株)日本サーモエナー	1,413,500	令和6年12月16日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	

随意契約理由書

1 案件名称

環境保全関係業務処理システムソフトウェア更新等業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

本件システムのサーバ機器等については、現在、令和7年7月31日までを借入期間とした長期継続契約をしており、借入期間満了後は、本市が別途調達した仮想サーバに対し、サーバ環境の構築及びシステム環境の構築を行う予定としている。この新システムの導入により、ソフトウェアのバージョンアップや、新旧システム間のデータ移行等が必要となる。

本システムは富士通エフ・アイ・ピー株式会社のパッケージソフトがベースとなっており、本システムのカスタマイズについても、当該パッケージソフト開発業者である富士通エフ・アイ・ピー株式会社が行った。

一方、令和2年10月1日、株式会社富士通マーケティングが、グループ会社である富士通エフ・アイ・ピー株式会社を統合し、新たに富士通 Japan 株式会社と社名変更を行ったところである。

本業務については、開発業者以外では、パッケージソフトのバージョンアップ等の作業や不具合発生時の対応が行えないことから、本市向けカスタマイズされたパッケージソフトの開発元である富士通エフ・アイ・ピー（株）から事業承継を行った富士通 Japan 株式会社と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境規制課

(電話番号 06-6615-7923)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市般廃棄物排出実態調査に係る廃棄物のサンプリング及び付帯業務委託

2 契約相手方

一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会

3 随意契約理由

本業務は、本市が実施する「許可業者が収集するアパート・マンション等から排出される一般廃棄物排出実態調査」（以下、調査業務という。）に関連して、調査対象の許可業者が収集するアパート・マンション（以下、業者アパマンという。）から排出される一般廃棄物の排出状況の確認やサンプリング及び調査後の廃棄物の運搬業務など調査業務に付帯する業務である。

本業務については、ごみの収集運搬を行う一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という）を通じて、調査対象の業者アパマンの一般廃棄物排出量、収集時間帯、排出場所、排出方法の確認及び、調査対象の業者アパマンへの協力依頼、サンプリングの日程調整など非常に多岐にわたる業務が必要である。これら調査対象事業所のごみ収集運搬を行っている許可業者は、一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会（以下、「協会」という）に加盟しており、公平な調査業務を滞りなく遂行することができるのは、協会に委託するしかない。

以上の理由により、協会へ特名随意契約により委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部一般廃棄物指導課（電話番号 06-6630-3271）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度西北環境事業センターほか4か所 真空式温水ヒーター点検業務委託

2 契約の相手方

(株)日本サーモエナー

3 随意契約理由

当該点検業務を実施する真空式温水ヒーター（以下「当該設備」）は、(株)日本サーモエナーが独自の技術により設計・製造したものであり、今回の点検業務については、製造者独自の技術による当該設備の構造、使用部品等に加えメーカー封印箇所部の点検を行う必要があり、当該設備の特質を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性がある。

上記により、点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して一貫して責任を持たせることができるのは、製造者である(株)日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3376）